

産業医が依頼する「診療情報提供書」について、  
病院対応に関する実態調査  
(産業医科大学病院・本野調査より)

産業医科大学  
公衆衛生学教室  
松田晋哉

# 目的及び背景

1. 今年2月、厚生労働省から「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が発表された。しかしながら、それ以前から産業保健の業界では、「診療情報提供書」を用いて主治医と連携を取ることが、積極的に行われていた。
2. ところが「診療情報提供書」が病院の世界では保険診療の特定の様式を指すとの認識は、産業医業界ではあまり知られていない。
3. 本来病院医事業務において、「診療情報提供書」は診療報酬上に定められた特定の条件のもと保険医療機関に発行した場合のみ算定できるもので、「産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書」については療養の給付を認めないとの通知がある（平成20年9月30日保医発第0930007号）。

# 目的及び背景

4. 一方、医師会の先生方と度々議論になってきた案件として、患者様の就業可否や条件を記載するのに専門的能力を要するが、ほとんどの場合が無償であるという指摘がある。
5. 両立支援が推奨される一方で、産業医業界から一方的に無償の診療情報提供書を依頼することの問題意識や、もしくはそのことが不正請求の契機になることは、社会的には好ましくない。
6. また、診断書料として処理している病院もあるが、現在、把握している限りにおいて、多くの場合は無償で発行されている。
7. そこで今回、複数の病院を対象に、産業医から受けた「診療情報提供書」依頼に関する病院の対応に関する実態調査を実施した。

# 対象及び方法

診療情報管理士会の運営するメーリングリスト及び各病院関係者メーリングリストへのWEBアンケート方式による入力への依頼

## アンケート項目

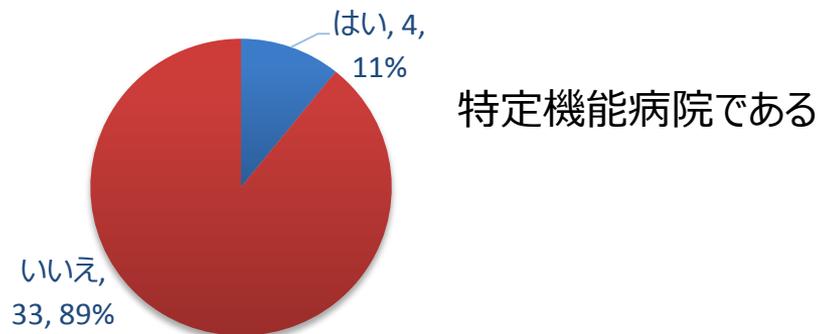
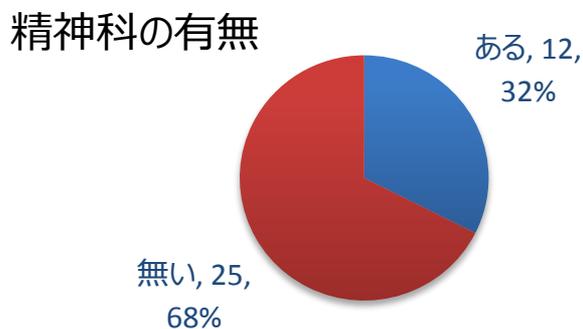
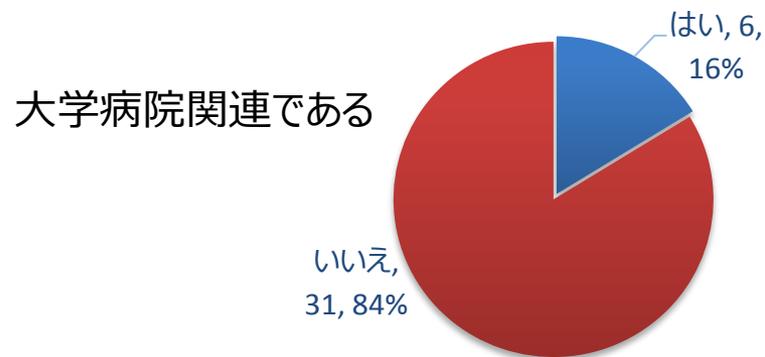
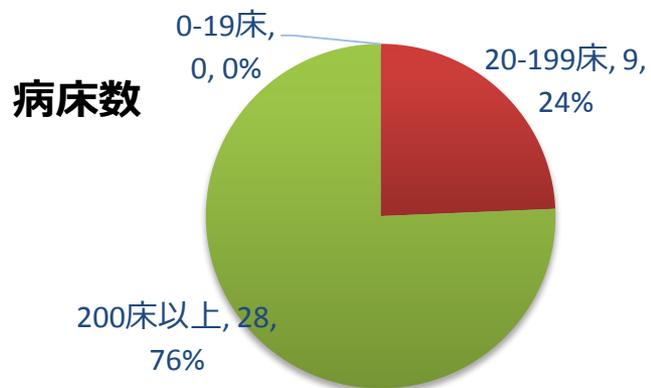
- 1.病床数、2.病院属性（特定機能病院、大学病院、その他）、3.精神科の有無、
- 4.産業医や企業の健康管理室からの「診療情報提供書」依頼の有無、
- 5.請求について、6.無料で発行している場合その理由について教えてください、
- 7.産業医や企業保健室から依頼があった診療情報提供書は保険請求の対象外であることを知っているか？
- 9.本件について、こちらからご連絡させて頂いても良い場合は、ご連絡先を教えてください（電話、メールなど）

# 結果

アンケート実施日：平成28年5月13日～平成28年5月27日

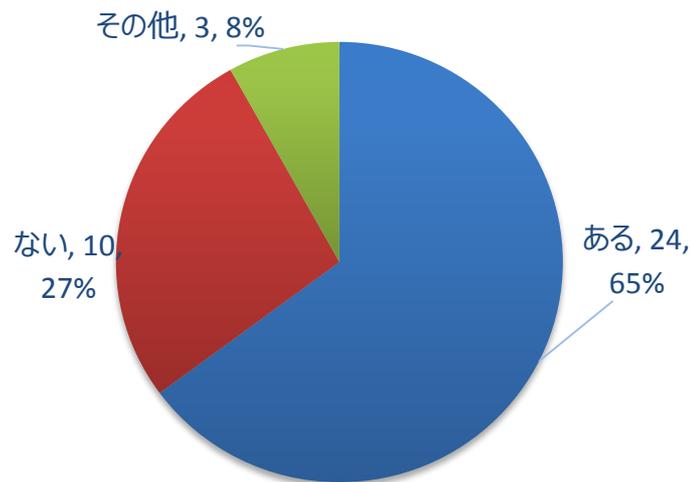
回収数：37施設

## 施設概要

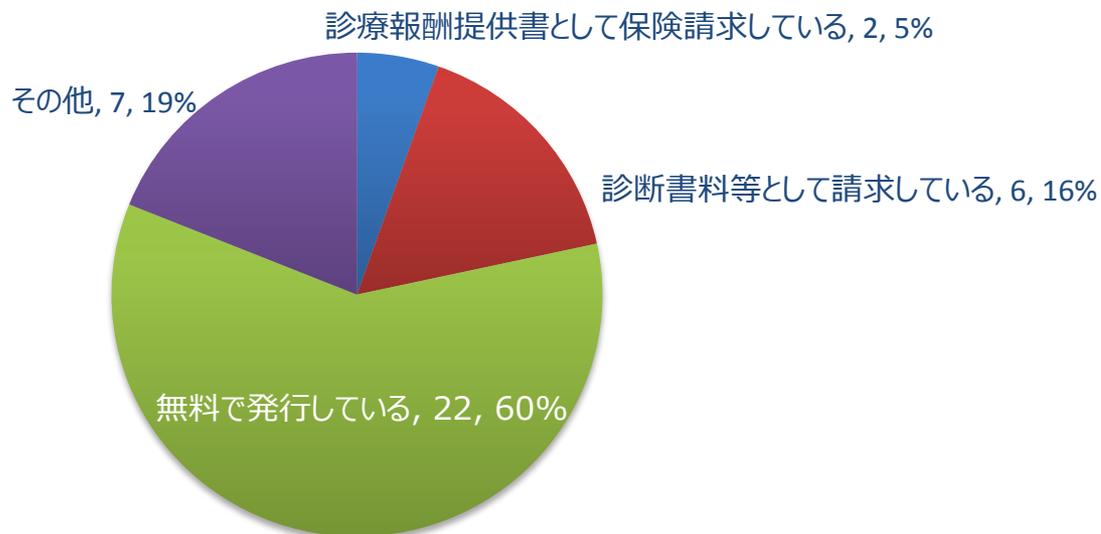


# 結 果

産業医や企業の健康管理室から、「診療情報提供書」の依頼を受けたことが今までにありますか？

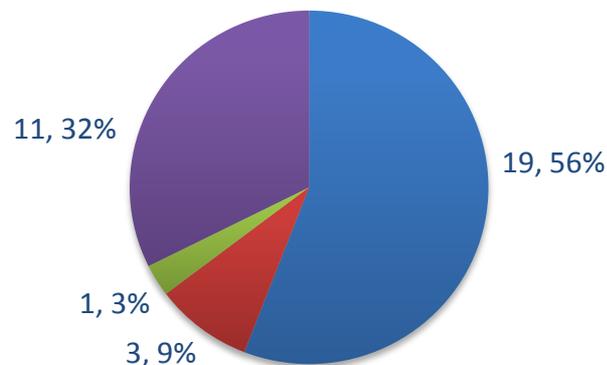


産業医宛の診療情報提供書に関する請求について



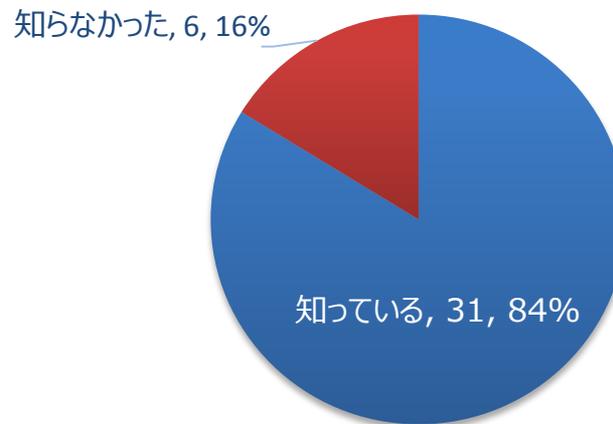
# 結 果

無料で発行している場合、その理由  
について教えてください



- 産業医・企業宛の診療情報提供書料が保険請求できないから
- 診断書料等には該当しないと判断したから
- 該当する請求手続きが不明だから
- 無料では発行していない

産業医や企業保健室から依頼があつた診療情報提供書は、保険請求の対象外であることを知っていますか？



# 無料で発行している理由（自由記載）

## ▶患者の希望ではないから

- 企業が望んでいるものであり、患者自身は望んでいないものに対して、患者に請求するのは難しいと考えられる為
- 患者本人による発行依頼ではない為。
- 患者本人から診断書として依頼されていない場合、算定ルールが不明瞭な為。
- 検査結果を連絡する情報提供書を診断書扱いにすることが、病院としても患者さんにとっても違和感があると考えられる為。また、診断書とは患者の求めに応じて発行するものだとして認識している。産業医との情報のやり取りが、患者さんからすると自分の求めとの認識は薄いと思う。その状況で診断書料として病院から請求されると「えっ？なんで？」となってしまうと考えられる為、病院としては請求しづらい。

## ▶請求する方法が明確で無いから

- 以前無料で発行するという事を知らずに保険請求を行った際、企業から無料発行（保険請求、診断書料不可）と指摘された為
- 取れないと思っていた
- 該当する患者が少ない事と保険請求できないし、全額請求しづらい。
- 診断書料として請求してよい事を知らなかった。
- 産業医の契約料金に含まれているから
- 単なる請求漏れ
- できれば診断書料を請求したいが、院内周知が徹底できておらず、料金に対しての患者への説明が不十分なことも多い為、無料とすることが多い。また産業医等からの依頼もそれほど多くないということも要因として挙げられる。

## ▶請求しないと判断

- 紹介状に対する返信と同等だと判断している為
- 診断書には該当しないと判断

# 考 察

以上のアンケート調査から下記のことがわかる。

- ✓ 全体の約60%の施設において産業医宛の「診療情報提供書」は無料で発行されていた。
- ✓ その多くは保険請求できない事実を知っていたが、それに代わる請求方法が不明瞭である。
- ✓ 診断書料等として請求していた施設もあったが、患者本人による発行依頼では無いので請求しなかったとの判断があった。
- ✓ 保険請求出来ると誤認していた施設もあった。



**診療報酬請求（療養の給付）を認めないとの通達はあるが、どのように請求して良いという明確な判断、通知はこれまで無かった。**

# 考 察

1. 「診療情報提供書」は診療報酬上に定義されていることから、保険請求に該当しない産業医・企業健康管理室から「診療情報提供書」との用語を用いることにより、病院業務に混乱を生じ、場合によっては意図しない不適切な保険請求がなされる可能性がある。
2. また、請求業務や依頼者・発行先宛先の曖昧さから、多くの事例において、病院側が無償対応をしている実態が明らかになった。
3. 今後、事業場における治療と職業生活の両立支援が推進される中で、病院業務における整理を行うことは、産業保健と臨床が相互に責任のある役割を果たしていくうえで不可欠である。

# 結論及び提案

- 最後に今回の調査結果を踏まえて、我々の提案としては、従来から「診療情報提供書」としていたものを「診断書」として位置付ける。

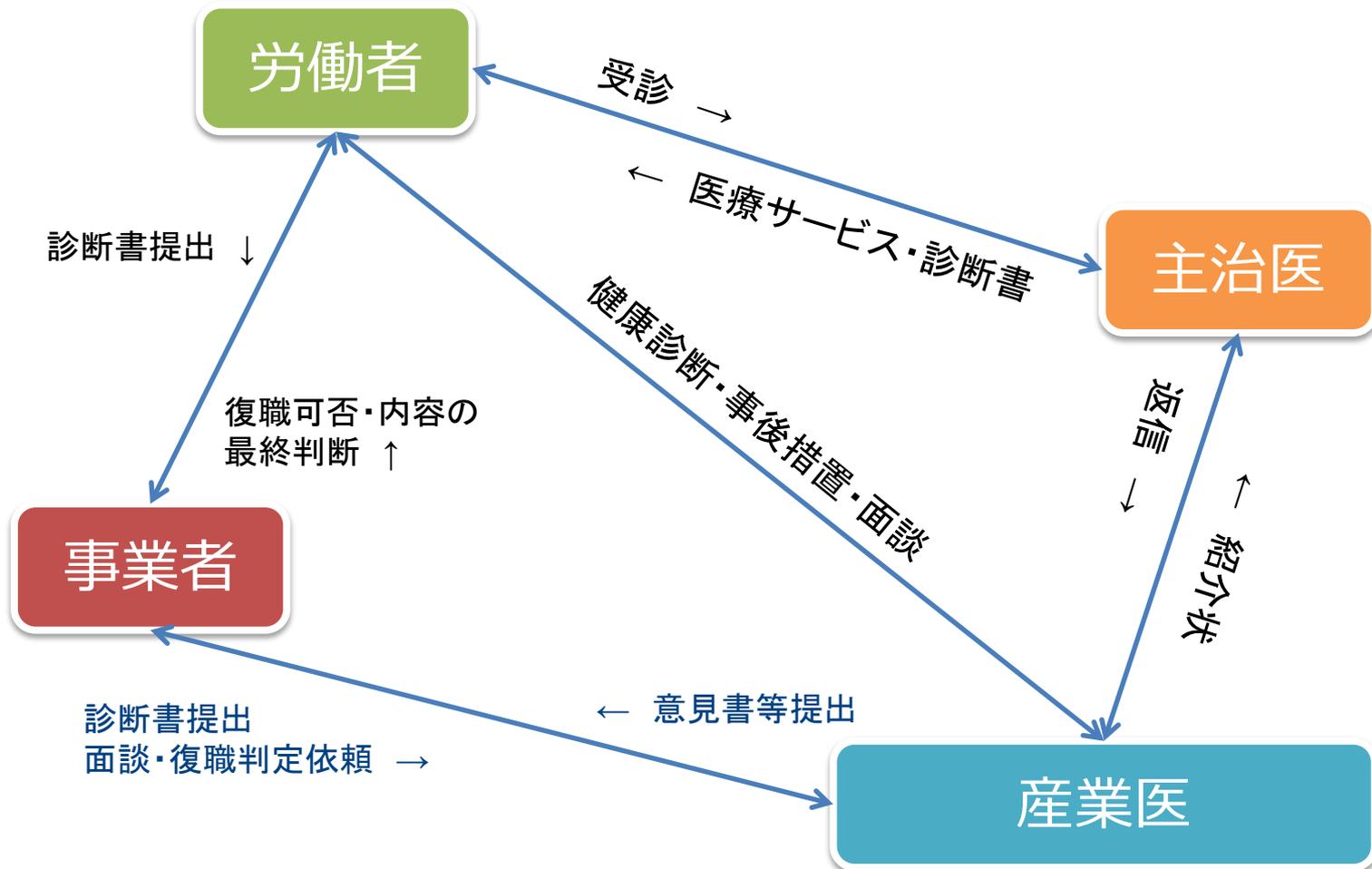


- また、情報のやり取りはあくまで労働者が起点であることで整理する。
- 課題としては労働者に知られたくない機微な情報のやり取りが妨げられるという懸念がある。

# 結 論

- 50人未満の産業医選任義務がない事業所で、労働者に産業保健サービスを提供するためには、主治医（開業医）がカバーすることが实际的である。その重要なサービスの一つである「診療情報提供書」が無償では、運用が維持できない可能性がある。
- そこで、従来、「診療情報提供書」としていたものをあえて「診断書」と命じて運用することを産業保健の業界に提案したい。

# 現在我が国で実際的に行われている 事後措置でのステークホルダー間の関係



# 日本のシステムの問題点

- 主治医は必ずしも傷病が就業に及ぼす影響について十分な知識を持っているわけではない
- 産業医は労働者の持つ傷病の臨床的側面について、十分な知識を持っていない場合もある
- 全ての労働者が産業医による健康管理を受けているわけではない
  - 産業医の配置は労働者数に依存する
    - 1000人以上→専属産業医
    - 50人～999人→多くの場合、嘱託産業医
    - 50人未満→産業医がいない場合がほとんど

# 中小企業における産業保健

- 労働災害や職業病の発生は小規模事業所ほど多く、またそこで働く労働者は高齢、パートタイム労働など **Vulnerable group**であることが多い。
- 企業側の認識不足・経済的条件、あるいは嘱託産業医側の時間的余裕や知識・技能および熱意の不足などのために産業医選任義務のある中小事業所でも必ずしも十分な活動が行われていない現状がある。

# 産業医科大学病院版 職場支援復帰に関する 情報提供書

今後、働くことを支援する  
医療の役割が重要になる

## 主治医記載欄

- 患者様の状況についてご記載ください。

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| 年 齢               | _____ | 歳   |
| 性 別               | _____ | <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女             |
| 診断名               | _____ |   |
| 入院の有無             | _____ | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無             |
| 手術（血管カテーテルを含む）の有無 | _____ | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無             |
| 就業に関する主治医の意見      | _____ | <input type="checkbox"/> 概ね平常勤務可 ・ <input type="checkbox"/> 就業配慮が必要 |

- 配慮が必要な場合の内容

|  |   |
|--|---|
| 労働時間に関する配慮<br>(残業時間の制限や、短縮勤務、リハビリ出社など) | <input type="checkbox"/> 概ね平常勤務可 ・ <input type="checkbox"/> 就業配慮が必要 |
| 夜勤・交代勤務に関する配慮                          | <input type="checkbox"/> 概ね平常勤務可 ・ <input type="checkbox"/> 就業配慮が必要 |
| 車両運転に関する配慮                             | <input type="checkbox"/> 概ね平常勤務可 ・ <input type="checkbox"/> 就業配慮が必要 |
| 危険作業（高所作業など）に関する配慮                     | <input type="checkbox"/> 概ね平常勤務可 ・ <input type="checkbox"/> 就業配慮が必要 |
| 業務内容、業務量、作業条件、<br>担当業務の変更などに関する配慮      | <input type="checkbox"/> 概ね平常勤務可 ・ <input type="checkbox"/> 就業配慮が必要 |

- 具体的な指導内容があればご記載ください。

医師氏名 \_\_\_\_\_ 医療機関名 \_\_\_\_\_

## 結 語

1. 産業医が依頼する「診療情報提供書」における病院の対応についてアンケート調査を行った。
2. 主治医が発行する「診療情報提供書」の多くは無償で発行されており、病院業務上混乱を来していた。
3. 今後産業医が主治医に依頼する「診療情報提供書」と呼称していたものをあえて「診断書」と命じて運用することが産業保健業務の支援に必要ではないか。